

令和8年（2026年）第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和8年（2026年）3月10日（火曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 請願第 1号 | 生産現場に寄り添った農業政策を求める請願 |
| 日程 8 | 議案第 3号 | 鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 4号 | 鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 6号 | 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 7号 | 鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 8号 | 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 9号 | 鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 10号 | 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 16 | 議案第 11号 | 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

- 日程 17 議案第 12 号 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程 18 議案第 13 号 令和7年度(2025年度)鹿追町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程 19 議案第 14 号 令和7年度(2025年度)鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程 20 議案第 15 号 令和7年度(2025年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程 21 議案第 16 号 令和7年度(2025年度)鹿追町簡易水道事業会計補正予算(第5号)について
- 日程 22 議案第 17 号 令和7年度(2025年度)鹿追町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程 23 議案第 18 号 令和7年度(2025年度)鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程 24 議案第 19 号 令和7年度(2025年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 25 議案第 20 号 令和8年度(2026年度)鹿追町一般会計予算について
- 日程 26 議案第 21 号 令和8年度(2026年度)鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程 27 議案第 22 号 令和8年度(2026年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程 28 議案第 23 号 令和8年度(2026年度)鹿追町簡易水道事業会計予算について
- 日程 29 議案第 24 号 令和8年度(2026年度)鹿追町下水道事業会計予算について
- 日程 30 議案第 25 号 令和8年度(2026年度)鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 31 議案第 26 号 令和8年度(2026年度)鹿追町後期高齢者医療特別

会計予算について

日程 32 議案第 27 号 鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

| | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 佐々木康人議員 | 2 番 黒井 敦志議員 | 3 番 金子 孝伸議員 |
| 4 番 青砥 敏一議員 | 5 番 山口 優子議員 | 6 番 欠番 |
| 7 番 川染 洋議員 | 8 番 狩野 正雄議員 | 9 番 安藤 幹夫議員 |
| 10 番 清水 浩徳議員 | 11 番 上嶋 和志議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 喜 井 知 己 |
| 教育委員会教育長 | 渡 辺 雅 人 |
| 代表監査委員 | 野 村 英 雄 |
| 農業委員会会長 | 菊 池 輝 夫 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|-------------|---------|
| 副 町 長 | 渡 辺 雅 人 |
| 総 務 課 長 | 武 者 正 人 |
| 会 計 管 理 者 | 香 川 雅 |
| 総務課主幹（消防署長） | 桑 折 琢 也 |
| 企 画 課 長 | 橋 本 和 則 |
| 町 民 課 長 | 大 上 朋 亮 |
| 子育て支援課長 | 米 澤 裕 恵 |
| 農業振興課長 | 城 石 賢 一 |

| | |
|-------------|-------|
| 保健福祉課長 | 渡辺弘樹 |
| 商工観光課長 | 大西亮一 |
| 建設水道課長 | 高橋龍也 |
| 建設水道課主幹 | 嶋啓二 |
| ジオパーク推進課長 | 萩生田訓考 |
| 瓜幕支所長 | 高井宏行 |
| 国民健康保険病院事務長 | 袈岩由美子 |
| 総務課財政係長 | 鎌田 弾 |

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|---------|------|
| 学校教育課長 | 宇井直樹 |
| 社会教育課長 | 平山宏照 |
| 社会教育課主幹 | 早川昌映 |

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 津川 修 |
|------|------|

9 議会事務局職員出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 東原孝博 |
| 書 記 | 川瀬直美 |

令和8年(2026年)3月10日(火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから、令和8年(2026年)第1回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

ここで報告をいたします。最上佐緒里総務課総務係長から欠席する旨の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(上嶋和志)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、金子孝伸議員、4番、青砥敏一議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(上嶋和志)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

会期は本日から3月23日までの14日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長(上嶋和志)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

監査委員から令和7年(2025年)11月分、12月分、令和8年(2026年)1月分の出納検査報告書並びに令和7年度(2025年度)随時監査報告書が提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので、御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（上嶋和志）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和8年（2026年）第1回鹿追町定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について、御報告を申し上げます。

まず1月30日ですけれども、この日、東京で開かれた第56回日本ジオパーク委員会において、とちぎ鹿追ジオパークが再認定という結果で電話連絡をいただきました。

昨年10月15日から17日の3日間、現地調査に入らせていただいて、その結果ということでございます。

具体的な再認定、あるいは今後に向けた改善事項、具体的な指摘事項については後日、通知をされるということでありまして、まずもって再認定されたということで御報告を申し上げたいと思います。

2月1日ですけれども、私の出前トークということで中鹿追、それから北鹿追両行政区のほうに午前・午後ということで分けてお邪魔をしました。

中鹿追行政区では23名、北鹿追行政区のほうでは22名という参加があったところでございます。

町取組、特に新年度から始まる公共施設の改修工事等々について説明をさせていただきました。

質疑のほうでは、いろんな分野、防災・福祉・交通等、様々な意見が寄せられたところでもあります。

町政への関心の高さが伺えたということでございます。

2月の2日から3日にかけて、バイオマス産業都市の関係の行事が行われました。

バイオマス産業都市につきましては、正会員、自治体会員が97、賛助会員57、オブザーバーを含めて、全体で175という組織が参加をしている団体でございます。

2月2日については、シンポジウムということで、今回のシンポジウムの話題は木質バイオマス、地域の森林資源等、木質バイオマスのさらなる利用拡大への期待と課題という

ことで、基調講演・特別講演・事例報告等が行われました。

そのあと、関係者でのパネルディスカッションも行われたところであります。

翌日2月3日には、バイオマス関係7府省からの情報提供ということで内閣府・総務省・文科省・農水省・経産省・国交省・環境省ということで情報提供をいただいたところでもあります。

2月7日ですけれども、陸上自衛隊北部方面音楽隊の演奏会、併せて懇親会が開催をされました。今回、方面の音楽隊というかたちでなかなか来て演奏していただく機会が少ない、過去にもあったかと思えますけど、非常に久しぶりということでございます。

本町だけでなく、警備地区5町の皆様、それからこの演奏会の前日には地元の町内の小・中・高校生を対象とした技術指導が行われるとともに、演奏会当日も第2部、第3部と数曲合同演奏ということで開催をされたところであります。

旅団関連第5音楽隊もあるわけでありまして、また機会を見つけて、ぜひ方面の音楽隊に御指導いただければと思っているところであります。

2月11日ですけれども、43回目となります鹿追町女性まつりが開催をされました。

非常に今年は参加者が多かったと感じております。「ワイワイ広場」という形でフリーマーケット、お菓子・手作り工芸品の販売、様々なブースがございました。

ステージのほうでは、特別出演として「ソプラノとクラシックコンサート」、佐野堅志さんと佐野愛実さんによる、このコンサートが行われました。

そのほか芸能発表、さらには部活動・少年団活動発表ということで、鹿高の演劇部、あるいは鹿童の演舞が行われました。

また、毎年恒例となっている技能士会による無料包丁研ぎなども行われて、大変にぎわった1日だと感じたところであります。

2月12日には、町職員の防災訓練ということで各集会場、メイプルホール・新然別地域集会所・鹿美地域集会所・幌内会館・北鹿追地域集会所等において、職員60名、議員の皆様にも見学、御出席をいただいたところであります。

冬季間における災害時の避難所の運営を円滑にするということで、ミライ、それからV2L給電設備等々を使って、実際に公民館で電気をつないでストーブを焚いたり、いろいろなことをやってみたわけでありまして。

あと、段ボールベッドの組立て等も実施をされたところであります。

実際やってみるといろいろ手順の確認、それから確認しておくべきことが数々あったと

いうふうに、私も見て感じたところであります。

今後も継続をして、こういう訓練を実施していくと感じたところであります。

2月20日に、これも出前トークということで、ふまねっとの会にお招きをいただきまして、トリムセンターに行ってみりました。当日は、ふまねっとの会に21名の参加がありました。

ふまねっと、実際に町長もやってみなさいということで、簡単なことにも参加をさせていただきました。保健福祉課のほうから、当日用意した資料の説明等を行い、中心としては地域ふれあいサロン事業、あるいは介護予防事業について説明をしたところでもあります。

質疑では、このふまねっとの会の活動に関すること、介護予防、サークルの支援などについて、たくさんの質問や意見が寄せられたところでもあります。

2月21日には、商工会、それから十字街商店会・アートロード商店会・瓜幕商店会、皆さんの御協力による「鹿追ぬくもり三拍子まつり」というのが、町民ホールを主会場に開催をされたところでもあります。

昨年、一昨年は、冬花火といろんな取り組みをされてきましたけれども、今回は、冬季間ということもあって、町民ホールを主会場にイベント、子ども縁日、飲み物・食事の提供がされたところでもあります。

その後、パフォーマンスショー、バンド演奏、それからチケット購入者の抽選会の後、19時半から鹿追小学校グラウンドにおいて約15分間の花火が打ち上げられたということでございます。

たくさんの方が御来場されてたということでございます。

私、このちょうど北部方面の音楽隊の定期演奏会が札幌でありまして、そちらのほうに出席をして、こちらのほうには出れなかったのですが、非常ににぎわっていたという報告を聞いているところでもあります。

2月24日には、社会福祉関係功労者等十勝総合振興局長表彰ということで、今回、社会福祉協議会の現在副会長をお務めいただいている福井博幸さんに、先ほど申し上げました十勝総合局長表彰が授与されましたので、伝達をさせていただいたところでございます。

福井さんは、平成22年の3月から社会福祉協議会の幹事、そして現在は副会長に御就任をされているということでございます。

これまでの15年以上の活動と併せて、今後ますます御活躍いただくことと併せて感謝を申し上げたところでもあります。

3月2日には、これも恒例となっております商工会女性部からの交通安全「愛の鈴」寄贈式が行われました。

昭和51年（1976年）から始めていただいているということですので、今年で51回目、愛の鈴の数としては185個ということでございます。

この愛の鈴は、皆さんも御承知のことと思いますが、女性部員の方が黄色い毛糸で1個ずつ編み上げられた手作りのお守りということでございます。毎年、町内の新入学児童・園児に贈られているところであります。

これまでの長い取り組みに心から感謝申し上げますとともに、今後も継続されること、非常にありがたいと思っている次第であります。

以上、申し上げます行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

これで行政報告を終わります。

日程5

町政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和8年（2026年）第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

私は、町政のかじ取りという重責を担わせていただき、7度目の春ということになります。この間、片時も忘れなかったのは、先人が築き上げた歴史の重みと未来を託された責任の重さでありました。

第7期鹿追町総合計画を道しるべに、皆様との対話の時間こそが私の政策の原動力となり、職員とともに知恵を絞り、丁寧にまいてきた施策の種は、議員各位、そして町民皆様の御理解のもと、ようやく確実な形となり、そのつぼみをほころばせ始めているものと考え

えております。

任期の総仕上げとなる本年、残された課題から目をそらすことなく、また新たな課題にも果敢に挑み、一つ一つの仕事を丁寧に磨き上げていく所存であります。

町民皆様の暮らしに寄り添い、誠実一路、職務を全うしてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の社会情勢でありますけれども、大きな変化の真ただ中にあると思います。

先般の衆議院解散総選挙の結果を受け、国政の枠組みは新たな局面を迎え、今後の地方財政の運営や北海道並びに十勝管内の社会経済情勢にどのような影響を及ぼすか、今後の国政運営の動向を注視する必要があります。

また、非常に中東情勢が懸念をされるところでもございます。

また、長引く物価高騰や労務費の上昇など、町民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている現状を重く受け止めており、こうした事態に対応するため、令和7年度(2025年度)補正予算並びに当初予算におきまして、国の補正と補正予算と連動した物価高騰対策、これの予算を速やかに計上したところであります。

このような中であっても、令和7年(2025年)は、本町の基幹産業である農業生産額が長引く物価高騰など、かつてないほど厳しい状況の中、史上最高額を更新し、加えて第7期鹿追町総合計画に掲げる将来像実現のため、3基目のバイオガスプラント整備に向けた基本合意を交わし、ゼロカーボンシティ実現や持続可能な農業にとって大きな一歩が踏めたものと考えております。

また、ジオパークの再認定、町内中学校の国際バカロレア認定など、様々なプロジェクトを進めることができたと考えております。

引き続き、町民皆様が将来にわたり、夢と希望を持って安心して暮らせる「愛する郷土・鹿追」を築くため、第7期総合計画の将来像「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ～支え合うまち♡しかおい～」の実現に向けて全力で取り組み、決意を持って町政執行に当たってまいります。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和8年度(2026年度)当初予算の規模は、過去最大となる一般会計が105億8,700万円で、前年比33.2%、26億3,700万円の増であります。

全体で六つの特別会計・企業会計を加えた全会計の総額は137億9,200万円で、同じく

25.9%、28億3,400万円の増となっております。

主な要因でありますけれども、鹿追型ゼロカーボンシティ実現に向けた役場周辺公共施設等の大規模改修事業と瓜幕自然体験留学センター新築等事業で26億900万円、物価高騰対策で5,600万円、家族滞在型の保育園留学事業で2,700万円、DX関連事業の整備で6,400万円、新中間処理施設整備負担事業で1億700万円などにより、大幅な増加となったところであります。

歳入では、町税で前年度比6.9%増の8億7,300万円、地方交付税は地方財政計画等を勘案し10.8%増の33億8,000万円、国庫支出金は、役場周辺エリアZEC化改修等事業や瓜幕エリア自然体験留学センター新築等事業などのカーボンニュートラル関連事業に係る地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や地域未来交付金が増となり、135%増の18億7,800万円、繰入金は、11%減の8億3,800万円、町債は、カーボンニュートラル関連事業や鹿追中学校バリアフリー化改修事業、新中間処理施設負担事業など、313.8%増の16億1,500万円を計上をいたしました。

歳出で、カーボンニュートラル関連により、工事請負費で23億9,600万円の増に加え、昨今の物価高騰等の要因により経常経費が増加傾向にありますが、行財政改革の取り組みである経常経費の枠配分方式による予算編成を継続実施し、町民皆様が安心して暮らしてもらえるよう町政運営に必要な予算を確保いたしました。

本町の経常収支比率は、直近3か年において81%台後半で推移しており、財政構造の硬直化を最小限に留める堅実な行政運営を行っております。

人件費や物価高騰等による経常経費の増加は避けられない側面もありますが、一定の水準を維持しております。

財政健全化法に基づく単年度の実質公債費比率についても、前年度比0.3ポイント増の10.4%、将来負担比率については、前年度比15.7ポイント増のマイナス21.9%であります。

鹿追型ゼロカーボンシティの宣言の趣旨を踏まえた各種施策の着手に加え、教育プログラムを核として移住・定住の推進として保育園留学事業を展開し、次世代への価値創造を本格化いたします。

厳しい財政状況下にあるからこそ、第7期鹿追町総合計画に掲げる将来像実現に向け、全職員がチーム鹿追として一丸となり、組織横断的な共創力が不可欠であります。

町民皆様の豊かな暮らしの実現を基本に据え、持続可能な行財政運営に取り組んでまい

ります。

総務・まちづくり関係でございます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）につきましては、新たにスマートメーター整備事業やコンビニ交付導入事業に取り組みます。

また、令和6年度（2024年度）に設置した鹿追町DX推進本部を中心に、外部アドバイザーからの専門的な助言などを得ながら、住民サービスの利便性向上を図るとともに、同推進本部のワーキンググループと議会側とで相互に検討を重ねてまいりました、主に議会での活用を主とするペーパーレス会議システムの導入についても新たに取り組み、庁内業務のさらなる効率化を図ってまいります。

第7期鹿追町総合計画及び第3期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、国の地方創生に関する総合戦略及び、夏頃をめどに策定される見込みとなっております地域未来戦略の展開を注視しながら、地方創生を多角的に加速・深化させる視点に立ち、移住・定住の促進や関係人口のさらなる拡大を図り、将来にわたって選ばれる魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

物価高騰対策につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯への商品券発行事業及び水道基本料の負担軽減事業などに加え、農業者及び商工業者への支援対策を講じてまいります。

鹿追型ゼロカーボンシティの取り組みにつきましては、国の重点対策加速化事業及び住まいのゼロカーボン化推進事業を柱に、町民皆様に対する再エネ・省エネ設備等の補助支援など、脱炭素化と暮らしの向上を一体的に進めてまいります。

併せて、脱炭素先行地域事業として、役場周辺エリア及び瓜幕エリアの工事に着手し、公共施設の高断熱化・高効率化及び長寿命化を推進し、再生可能エネルギーの最大導入により、地方創生モデルの構築と快適な利用環境の整備を図ってまいります。

さらに、一昨年、建設設立いたしました鹿追未来エネルギー株式会社との連携により、当面は法人向け電力供給を中心とし、町内全体の脱炭素化を引き続き推進してまいります。

国際交流関係につきましては、昨年ストニイプレイン町との姉妹都市提携40周年という大きな節目であったところであります。

令和8年度（2026年度）におきましても、これまで積み重ねてきた絆を基盤とし、短期交換留学の派遣や受入れ及び長期滞在体験事業などを継続して実施し、両町のさらなる友好親善と国際的な視野を持つ人材の育成に努めてまいります。

また国際交流員（C I R）を招致するなどにより、多様な国際交流の展開を図り、地域とつながる機会を広げるなど、関係人口の拡大と地域活力の向上を目指してまいります。

地域間交流事業でありますけれども、東京都台東区と令和7年度（2025年度）に更新いたしました新たな4年間の連携協定に基づき、これまでの取り組みを継続し、産業・環境及び教育交流など、さらなる各種連携の促進を図ってまいります。

企業との連携につきましては、本町独自のショートステイプログラム「シカソン」の取り組みを継続し、町内各事業者との連携のもと、多様な人材が地域課題の解決に参画する取り組みを推進してまいります。

また、国の地域未来交付金を活用し、本町の特色的な教育プログラムを核とした保育園留学を展開し、都市部の園児及び子育て世帯の方に、地域の魅力に触れてもらうことなどにより、関係人口の拡大と将来的な移住・定住の促進を図ってまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地関係につきましては、警備地区5町で構成される陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会を中心に、町議会、関係諸団体、町民皆様とともに駐屯地の維持拡充や自衛官の勤務環境改善に向けた要請活動を継続的に展開し、地域経済やコミュニティーの活性化を支える重要拠点として、その維持発展に努めてまいります。

情報発信関係につきましては、SNSをはじめとする多様な媒体の利便性をさらに高め、町民の皆様へ分かりやすく迅速な情報提供に努めてまいります。

また、主に高齢者を対象とした常設スマホ相談窓口、スマホスマイル相談を継続して実施し、情報格差の解消に努めてまいります。

町民生活関係であります。

町税につきましては、町民皆様の深い御理解と納税意識に支えられ、高い収納率を維持しております。今後もきめ細やかな納税相談を継続し、税の理念である公平・公正を図りながら、正確な課税、そして納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全につきましては、町民皆様が悲惨な事件・事故に遭うことなく、日々の生活を送ることができるよう、地域住民の御協力や各種団体との連携により、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

また、介護予防センタートイレ改修事業に着手し、施設利用者の環境改善、これに努めてまいります。

生活環境関係につきましては、ごみの広域共同処理を円滑に行い、リサイクルにより廃棄物の減量化に努めてまいります。

また、エキノコックス駆除事業を継続し、住民の感染予防と生活環境の向上を推進してまいります。

戸籍年金窓口関係につきましては、法令遵守の下、適正な事務処理を行うとともに、総合案内窓口として、利便性の向上と丁寧な対応に努めてまいります。

瓜幕支所関係であります。

脱炭素先行地域事業による、自然体験留学センター新築を中心とした瓜幕エリアにおけるマイクログリッド整備事業を、令和8年度（2026年度）の完成に向けて進めてまいります。

また、瓜幕地域の自主的な活動や文化活動を推進するとともに、ウリマックホール・うりまく夢創造館・ライディングパーク・道の駅うりまく及びパークゴルフ場を活用した情報発信やイベントを開催し、自然体験留学センター・うりっ子ルーム・ジオパーク推進課と連携し地域の活性化を図ってまいります。

農業関係であります。

令和7年度（2025年度）の本町農業は、営農資材の高騰に加え、春耕期には天候不順により作付け作業が遅れ基調となり、7月には干ばつや観測史上最高となる37.4度の高温を記録するなど、厳しい気象条件の中ではありましたが、農業生産額は過去最高の277億5,000万円となりました。

このような結果を出されたのは、農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力によるものと改めて敬意を表する次第であります。

農政関係につきましては、担い手不足や気候変動という厳しい課題に対応すべく、国・道及び関係機関と連携を取りながら、各種補助事業の活用やスマート農業技術による省力化等を図り、持続可能な農業の確立に向けて対応してまいります。

畜産関係につきましては、町営牧場の運営により労働負担の軽減、経営の安定化を図ってまいります。

また、農業協同組合と連携しながら畜産農家に対し、畜舎の暑熱対策等の農業支援を実施することにより、生産性の向上を推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業などを引き続き実施をし、令和8年度（2026年度）から新たに基盤整備事業として笹川地区を実施をいたします。

また、笹川地区国営かんがい排水事業につきましては、令和5年度（2023年度）から着手されているところでありますけれども、早期の完成を目指してまいります。

環境保全センター事業につきましては、更新時期を迎えた設備等の更新、これを計画的に進め、安定かつ適正な運営に努めるとともに、引き続きバイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。

未整備地区のバイオガスプラント整備につきましては、これまでに実施した基本調査設計の内容を踏まえ、概算事業費や事業手法、実現性等についてさらに検討を行い、建設に向けた対応を慎重に進めてまいります。

さらに、水素燃料をはじめLPG・ギ酸生成・バイオメタンなどの新たなエネルギー利用について、関係機関と連携しながら実証・検討を進め、持続可能なエネルギーの利用の可能性の研究を進めてまいります。

林政関係につきましては、鹿追ハンティングクラブと連携した有害鳥獣対策の継続と狩猟免許取得のための支援及び有害鳥獣の捕獲機材を導入するなど、対策強化を図ってまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、西十勝森林組合と連携をしながら、木育広場の整備を支援してまいります。

農業委員会関係であります。

農業・農業者の公的機関として、優良農地を確保しながら、担い手への集積集約等を図り、農業が持続的に発展するよう、農地行政を推進してまいります。

農業経営体の維持確保、新規就農の担い手対策につきましては、農業協同組合をはじめとする関係機関との協議を継続し、本町農業にマッチする担い手育成について、総合窓口組織の設置を検討しながら、先進事例の情報収集、制度創設の検討を行ってまいります。

保健福祉関係であります。

保健事業につきましては、特定健康診査とがん検診のさらなる受診率を向上を目指し、未受診者対策の強化と、きめ細やかな保健指導に努めてまいります。

感染症予防対策につきましては、健康管理システム（健康かるて）を活用し、各種予防接種の適切な管理、勧奨を行ってまいります。

また、妊産婦や乳幼児、高齢者などを対象とした各種予防接種費用の助成を継続し、住民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

母子保健につきましては、不妊治療費用の助成や妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業などにより、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援や経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、健診・医療・介護のデータ分析を行い、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活や社会参加ができるよう支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を行っているところであります。

北海道との共通認識のもと、事務の効率化と適正な運営に努め、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう、将来を見据えた制度の構築を目指してまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましても、広域連合と協力・連携をしながら、制度の運用を図るとともに、継続的な健康管理事業を推進してまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、就労継続支援B型事業所などに対する支援を継続するとともに、福祉サービスの充実や地域自立支援協議会の活性化を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、社会福祉協議会などの関係機関と連携をしながら、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に支援できる仕組みづくりを進めてまいります。

また、認知症に関する普及啓発を継続するとともに、認知症施策推進計画策定に向けた準備を進め、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指してまいります。

介護保険事業につきましては、健全な保険運営に努め、介護サービスの基盤整備や地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

生活困窮者支援につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員等と連携を図りながら、生活や仕事の相談など自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉協議会や町民主体の各団体等と連携し、制度の狭間や複合的・複雑化した生活課題を抱える方への支援の充実に努め、誰もが安心して生活することができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

子ども・子育て関係であります。

こども家庭センターにつきましては、全ての子育て家庭に子育ての喜びを実感できる支援を継続して行うとともに、各関係機関と細やかな連携を図り、妊産婦・子育て家庭へ子供の思いを尊重した多様なサービスや支援体制の構築に努めてまいります。

こども園及び瓜幕保育所につきましては、質の高い幼児教育・保育を提供し、子供たちにとって最適な環境を整備してまいります。

学童保育所ではありますが、子供の健全な心身の発達を図るとともに、保育時間内におい

て、家庭の状況に応じ、児童を預けることができる一時保育事業を進めてまいります。

発達支援センターにつきましては、関係機関との連携を強化し、専門的な視点に基づく発達支援を行うとともに、保護者と子供への助言や相談支援の充実に努めてまいります。

商工観光関係であります。

観光関係につきましては、春の訪れとともに日に日に人々の往来が増えてまいります。道の駅しかおいでのキッチンカーイベント、羅臼町等との交流事業、水素を身近に感じるイベントの開催等、道の駅を拠点に市街地・農村地区、さらには然別湖へと国内旅行者、訪日外国人旅行者等との人の流れ、物の流れを、町内事業所、観光協会等の関係機関と連携、構築し、引き続き誘客促進、観光消費の拡大を図ってまいります。

また、2年目となる地域おこし協力隊及び令和8年度（2026年度）からは、地域活性化起業人を新たに受入れ、民間事業者からの斬新なアイデアを提案いただきながら、町の魅力発信、特産品の開発、販売等を積極的に進めてまいります。

懸案事項であります然別湖畔エリアの再整備事業につきましても、引き続き、関係者等との協議のもと、一步ずつ着実に進めてまいります。

ふるさと納税関係につきましては、前述の地域おこし協力隊などの協力を得ながら、返礼品提供事業者との意見交換、情報共有の場として「(仮称)ふるさと納税活性化協議会」を設立し、町と事業者が一体となり、寄附額の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

商工業関係につきましては、物価高騰の影響を大きく受ける町内事業者に対し、商工会や金融機関等の関係機関と連携を密にし、経営の安定化や健全化に向けた事業者支援に引き続き取り組んでまいります。

また、昨年厳しい状況下ではありますが、新たに起業される方がおられました。新年度におきましても、さらに町内での新たな起業促進を図るべく、積極的な支援及び関係機関との情報共有に努めてまいります。

魚族資源関係につきましては、令和7年度（2025年度）に鹿追産キャビアを商品化いたしました。令和8年度（2026年度）においても、安定的な商品製造とキャビアの品質向上に努め、商談会参加や飲食店などへの積極的な売り込みによる販路拡大及びブランドイメージの定着に向けて取り組みを進めるとともに、チョウザメ魚肉の飲食店向けの販売についても継続してまいります。

陶芸関係につきましては、展示会等を通じて鹿追焼のブランド価値を高める一方、町内での流通を促進し、鹿追焼の日用使いによる普及に取り組んでまいります。

ジオパーク関係であります。

とから鹿追ジオパークは、令和7年度（2025年度）に3回目の再認定審査が行われ、これまで地域の皆様とともに積み上げてきた取り組みが評価され、再認定となりました。

今後も、地域内外の人々とのつながりを広げ、貴重な自然・文化遺産を守り伝える人材を育ててまいります。

また、引き続き、関係機関と連携し保全活動・教育活動・観光振興などに取り組むとともに、鹿追町教育大綱において掲げられている持続可能な社会の創り手の育成と、ウェルビーイングの向上に貢献し、鹿追型ゼロカーボンシティと協調して、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

建設関係及び花とみどり関係でございます。

道路関係につきましては、年間通じ、安全で安心して通行していただけるよう、適切な維持管理に努め、維持修繕を順次進めてまいります。

併せて、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、緑町2丁目本通り歩道整備工事を実施するとともに、社会資本整備総合交付金により、鹿追9号線改良舗装工事及び2丁目本通りの路面性状調査を進めてまいります。

また、新たに建設する瓜幕自然体験留学センター周辺の道路整備といたしまして、瓜幕3丁目東通り及び瓜幕東仲通りの2路線について、地域未来交付金などを活用し整備を進め、地域住民の快適な通行環境の確保に取り組んでまいります。

橋りょう関係につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画を基に鹿美橋橋りょう補修工事を引き続き進めてまいります。

河川関係でありますけれども、いずれも継続事業である然別演習場の土砂流出対策事業、そして緊急しゅんせつ推進事業を活用し、町管理河川における堆積土砂の撤去を継続して実施してまいります。

国道・道道につきましては、未改修区間の解消に向けた工事を継続して要望するとともに、国が実施している瓜幕地区の交差点改良工事、また笹川地区の防雪柵設置工事の推進に引き続き協力をしてまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に継続をして、白樺団地の解体及び瓜幕西団地の外部修繕を進めてまいります。

また、令和7年度（2025年度）から北海道が計画をし、建設を進めております道営住宅（エシカルタウン鹿追）の完成に向け、北海道と連携して事業推進に協力をしてまいりま

す。

今後も、公営・町営住宅の維持修繕に努め、入居者の住環境の整備を進めてまいります。

花とみどり関係につきましては、環境美化宣言を基に、花とみどりの町づくりの推進を継続的に進め、関係団体及び町民の皆様と連携を図りながら、花と緑を取り入れた彩り豊かな美しいまちづくりに努めてまいります。

また、しかりべつ川公園パークゴルフ場及びしかおいG E O Pパークゴルフ場を中心に、町内の各公園が安全で安心して利用でき、誰からも親しまれる公園になるよう、適切な管理・維持に努めてまいります。

水道関係につきましては、これまでと同様に、安全で安心な水の供給と適切な維持管理に努めるとともに、全町の水道メーターに自動検針用通信端末を設置し、漏水の早期発見及び検診結果や使用料金を、自身の携帯電話やパソコンなどから確認することが可能となるスマートメーター化を進めてまいります。

また、市街地区につきましては、取水施設の整備事業や未普及地域解消に向け、笹川地域の一部配水管路整備事業を継続し、安定した水の供給に努めてまいります。

下水道関係につきましては、鹿追地区の処理施設・管路施設の更新事業と瓜幕地区の管路施設更新事業を継続し、機能強化に努めてまいります。

併せて、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係であります。

近年、気候変動に伴う多種多様な災害が各地で頻発しており、昨年3月に策定をされましたとかち広域消防事務組合の将来構想に則り、柔軟に対応できる持続可能な消防体制を構築してまいります。

また、消防団との連携強化により、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、さらなる災害対応力の充実強化、地域防災力の向上に努めてまいります。

教育関係であります。

人口減少が進む中、地域に暮らす一人一人が生きがいと幸せを感じ、持続的に心豊かに暮らせる社会を創るためには、教育の果たす役割が極めて重要であります。

学校教育につきましては、本町では、昨年、鹿追中学校、瓜幕中学校の両校が国際バカロレア認定を受けたことにより、探求教育が本格的にスタートラインに立ちました。

令和8年度（2026年度）におきましては、この成果を幼児期から高校まで一貫してつな

ぎ、子供たちが自ら問いを立て、主体的に学び続ける力を育ててまいります。

併せて、不登校支援や特別支援教育の充実により、多様な背景や特性を持つ子供たちが共に学び、共に育つ環境整備により、共生社会の基盤を築き、誰一人取り残さない学びの場を保障してまいります。

探求教育と誰一人の取り残さない教育を両輪として、地域社会全体のウェルビーイングの向上に貢献する教育振興に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、町民の皆様が生涯にわたり主体的に学び、その成果を地域や暮らしに生かすことができる環境づくりを進めるとともに、生涯学習施設相互の連携による活動の場の維持、文化・スポーツ団体への支援や次代を担う人材育成に取り組んでまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、改修期間中も関係団体との連携や各種事業を通じ、町内外における日勝作品への理解と関心の拡大に努めてまいります。

図書館につきましては、蔵書や読書環境の充実、交流を生む事業の展開により、町民の読書活動を支援してまいります。

また、文化財につきましては、町指定文化財の適正な保護と保全に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、関係団体と連携し、拠点施設を活用しながら、町民の健康づくりと体力向上、「町民ひとり1スポーツ」の推進を図ってまいります。

町立国民健康保険病院関係であります。

本町で唯一の医療機関である町立病院の医療体制が安定的に確保されることは、町民生活の安心を確保する上で最も重要なことでもあります。

町民の健康と生命を守るため、地域における基幹病院として、通常診療に加え、訪問診療や専門科診療を継続して実施するとともに、疾病予防や治療、リハビリを効果的に結びつけ、患者に寄り添った医療を提供してまいります。

また、医療機器更新を計画的に進めるなど、医療体制の充実を努めてまいります。

以上、令和8年度（2026年度）町政執行について私の所信を申し上げます。

新年度の予算案は、任期中最後の政策予算の編成となりました。社会情勢が目まぐるしく変化する中であっても、第7期鹿追町総合計画の後期計画3年目という重要な年であり、私たちが描いてきた未来図をより鮮明なものとしなければなりません。

全ては、町民皆様の幸せの追求と将来にわたり希望を持てる持続可能なまちづくりを実現するため、限られた財源を最大限に駆使し、職員一丸となって全力を尽くして職務を遂

行してまいります。

どうか議員皆様、並びに町民皆様の一層の御理解と力強い御支援、御協力を心からお願いを申し上げます、執行方針の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで町政執行方針を終わります。

日程 6 教育行政執行方針

○議長（上嶋和志）

日程 6、教育行政執行方針を行います。

草野礼行教育長。

○教育長（草野礼行）

令和 8 年（2026 年）第 1 回鹿追町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行の方針を申し上げます。

昨年度、本町は国際バカロレア中等教育プログラムの認定を受けた鹿追中学校及び瓜幕中学校を中心に、探究教育の充実を進めてまいりました。学校現場では子供たちの主体的な学びの姿が数多く見られ、地域の皆様からも温かい御支援をいただきながら、着実に歩みを進めることができました。

令和 8 年度（2026 年度）は、本町が長年取り組んできた幼小中高一貫教育をさらに進化させ、学校教育において「鹿追創生アカデミアプロジェクト」を新たに立ち上げてまいります。同時に社会教育の充実により、学校だけでなく家庭も地域も、そして町全体が学びの場となり、町民すべてが学び合う環境を実現してまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

鹿追創生アカデミアプロジェクトの推進。

令和 8 年度（2026 年度）から、学校教育の施策を総合的に推進するため「鹿追創生アカデミアプロジェクト」を新たに立ち上げます。このプロジェクトは、本町が長年培ってきた幼小中高一貫教育の理念と実践を基盤としながら、国際バカロレア教育を核として、探究教育の全町展開、インクルーシブ教育の推進、学校と社会の接続という三つの柱により、教育を通じて地域を活性化し、地域の力で教育を支える好循環を生み出すものであります。

1、幼小中高一貫教育による探究教育の全町展開。

本町が長年取り組んできた幼小中高一貫教育の強みを生かし、国際バカロレア教育を核

とした探究教育を展開してまいります。

中学校では I B 認定校として、コミュニティプロジェクトを充実させ地域の企業や団体との連携を強化し、小学校では発達段階に応じた探究学習を確立して地域の自然・産業・歴史・文化を教材として活用してまいります。こども園では遊びや体験を通じて探究の芽を育み、北海道鹿追高等学校では I B 認定に向けた要望を継続的に行いながら、探究教育をさらに支援してまいります。

2、誰一人取り残さないインクルーシブ教育の推進。

幼小中高一貫教育の中で、全ての子供たちが安心して学べる環境を実現してまいります。教育支援センターの機能を強化し、不登校の子供たちへの支援を充実させるとともにアウトリーチ型の支援体制を新たに整備し、ICTを活用したオンライン学習により学校に通えない子供たちにも質の高い学習機会を提供してまいります。特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させ、障がいのある子供とない子供が共に学ぶ環境づくりを進めてまいります。

3、学校・家庭・地域の連携協働の深化。

幼小中高一貫教育を地域全体で支える体制を構築してまいります。学校運営協議会を通じて地域の皆様と課題を共有し、地域の知恵と力を結集するとともに、地域学校協働活動を通じて地域の方々に学習支援や環境整備などで御協力をいただいております。

また、中学生のコミュニティプロジェクトや鹿追高校の「鹿追創生プロジェクト」では、地域の企業や団体と連携しながら、生徒たちが地域課題の解決に取り組む実践的な学びを実現し、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む環境を整えてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育は、学校教育と並び、学び合いを実現する上で極めて重要な役割を担っております。人生100年時代において、全ての町民の皆様が生涯にわたって学び続け、その学びを地域社会に還元していくことが持続可能な地域づくりの基盤となります。

1、生涯学習社会の実現。

公民館をはじめとする社会教育施設は、町民の皆様の学びの拠点であると同時に、人と人がつながり地域コミュニティを育む場でもあります。

令和8年度（2026年度）は、多様な学習機会の提供を一層充実させ、趣味や教養を高める講座から現代的な課題に対応した学習まで町民の皆様のニーズに応じた学習プログラムを開発するとともに、リカレント教育を推進し社会人の学び直しを支援してまいります。

2、社会教育と学校教育の連携による地域教育力の向上。

社会教育と学校教育は車の両輪として機能することで、地域全体の教育力を高めることができます。地域学校協働活動を通じて地域の多様な人材の皆様と学校をつなぎ、子供たちの学びを豊かにするとともに、社会教育主事や社会教育士の養成・活用を進め、地域における学びのコーディネーターとして活躍いただく体制を構築してまいります。

家庭教育支援では子育て支援課と連携しながら、保護者の皆様への学習機会の提供や相談支援を充実させてまいります。

3、文化・芸術、スポーツの振興と文化財事業の推進。

豊かな心と健やかな体を育むため、町民の皆様が「いつでも、どこでも、何でも」学ぶことができ、その学習成果を地域や暮らしに生かせる環境づくりを進め、文化・芸術活動とスポーツの振興に取り組んでまいります。

本年度から着手する町民ホールの改修においては、施設の老朽化に対応した長寿命化および省エネルギー化改修を行い、将来にわたる学びの場の整備を図ります。改修に伴う長期休業期間中も、各種生涯学習施設の連携により活動場所を維持するとともに、部活動地域展開を見据えた文化・スポーツ団体への支援や次世代を担う人材の育成に努めてまいります。

神田日勝記念美術館は、施設改修により年度内は休館となりますが、この期間を活用し、道内外の関係者からの聞き取りなどを通じて、日勝作品の研究調査を集中的に実施してまいります。

また、企画展の内容充実に向け、学芸員等の研修や他の美術館との学術交流を深め、令和9年度（2027年度）の開館及び企画展の充実に向けた準備を進めます。さらに、友の会等の関係団体との連携や、馬耕忌・日勝祭、子供向けイベント等を通じて、日勝ファンの裾野拡大に努めてまいります。

図書館は、開館40周年を迎えることから、より一層の蔵書の充実と読書環境の整備、知的好奇心を刺激する事業を進めます。町民の皆様の読書活動を支援し、人がつながり交流が生まれる図書館を目指してまいります。

文化財事業については、然別火山群のオパール産地及び2月に指定を受けた「鹿追村鳥瞰図」などの町指定文化財の適正な保護と保全に努め、その学術価値の調査・研究を進めるとともに、とち鹿追ジオパークなどと連携してこれら貴重な財産を次世代へ継承し、町民の皆様が郷土への愛着と誇りを育み、文化を継承する意識を醸成してまいります。

スポーツ振興については、総合スポーツセンターをはじめとする拠点施設を活用し、体育連盟や各スポーツ少年団などの関係団体と連携しながら、町民の健康の維持増進と体力の向上を図るとともに、「町民ひとり1スポーツ」の推進に取り組んでまいります。

健康温水プールにおいては、照明のLED化や長寿命化改修を実施し、将来に向けた健康づくり環境の整備を進めてまいります。

以上、令和8年度（2026年度）の教育行政執行の方針について申し上げます。

「鹿追創生アカデミアプロジェクト」のスタートとなる令和8年度（2026年度）は、学校教育において幼小中高一貫教育をさらに進化させるとともに、社会教育の充実により町民すべてが学び合う環境を整えてまいります。

子供たち一人一人のウェルビーイングを高め、持続可能な社会の創り手を育成するとともに、大人も共に学び成長していく教育を実現してまいります。

この取り組みは、町民の皆様お一人お一人が教育の担い手となり、子供たちの成長を温かく見守り支え励まし、そして大人自身も学び続けることで実現するものであります。

令和8年度（2026年度）は、町民ホール及び神田日勝記念美術館が大型改修により長期休業となります。文化活動の中核を担う施設の休業により、町民の皆様には大変御不便と御迷惑をおかけいたしますが、この間も可能な限り代替の場所を確保するなど文化・芸術活動への影響を最小限に抑える工夫をしてまいります。

議員各位並びに町民の皆様には、本町の教育行政に対しましてより一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで教育行政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時15分とします。

休憩 11時05分

再開 11時15分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程7 請願第1号 生産現場に寄り添った農業政策を求める請願

○議長（上嶋和志）

日程 7、請願第 1 号、生産現場に寄り添った農業政策を求める請願を議題とします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 8 議案第 3 号 鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 8、議案第 3 号、鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 3 号は、鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

はじめに提案の趣旨を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部が改正され、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から新たな通園給付として、子供誰でも通園制度、乳児等通園支援事業が制度化され、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より給付化がなされることとなり、事業者が市町村より子ども・子育て支援法に基づく確認を受けるための基準府令となる内閣府令、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に準じ、条例を制定するものであります。

鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、本文が 3 章 33 条、附則が 1 項で構成されており、第 1 章は、総則の規定であり、第 1 条は、趣旨について、第 2 条は、一般原則について規定をしております。

第 2 章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の規定であり、第 1 節は、利用定員に関する基準、第 2 節は、運営に関する基準といたしまして、第 4 条の面談から第 32 条の記録の整備等まで事業を行うに当たっての事業者、市町村、利用者などにおける各種

規定がなされております。

第3章は、雑則についての規定であり、第33条は、磁気的記録についてのそれぞれ規定がなされており、附則は施行期日といたしまして、この条例は令和8年（2026年）4月1日から施行するとしております。

以上、鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号は、新規条例のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程9 議案第4号 鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程9、議案第4号、鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第4号は、鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

鹿追町防災行政無線のデジタル化施設整備工事の竣工に伴います、施設構成の変更及び所要の文言整備のため、条例の一部を改正するものであります。

改正条例は公布の日から施行するとしており、経過措置といたしまして、改正前に申請されたものについては、なお従前の例によるとしています。

以上、鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程 10、議案第 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 5 号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容の要旨を申し上げます。

令和 7 年（2025 年）8 月の人事院勧告によりまして、医師の宿日直手当の引上げが示されたことに伴い、町立病院の宿日直手当、医師の職にある者の手当の額について改正をするものであります。

施行期日は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日としております。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 6 号 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 6 号、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 6 号は、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の要旨を申し上げます。

学童保育所につきまして、保護者の就労形態の多様化及び緊急的な保育ニーズなどに対応するため、通常保育のほかに一時保育の受入れを実施するため、一時保育料を定めるなど条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日としております。

以上、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第7号 鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第7号、鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第7号は、鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

緑町2丁目1番地に所在いたします鹿追高校寄宿舎ペンギンハウスの増設工事が完了し、居住棟及び食堂等が追加になることに伴う所在の追加及び利用目的といたしまして、遠方からの生徒の宿泊に加え、本町の教育振興に資するための教育交流・国際交流及び教育実習などの目的を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、令和8年（2026年）4月1日としております。

以上、鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の設定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第8号 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程13、議案第8号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第8号は、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

地域保育所につきまして、保護者の就労形態の多様化及び緊急的な保育ニーズへの対応など、さらに町外からの短期的な受入れも含め、認定こども園と同様に一時保育の受入れを実施するため、条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、令和8年（2026年）4月1日としております。

以上、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第9号 鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程14、議案第9号、鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第9号は、鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。

改正の要旨を申し上げます。

子育て支援センター条例において規定されております一時保育事業につきまして、他の施設との整合性を図るため必要となる引用条文の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第10号 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 10 号、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 10 号は、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部が改正され、乳児等通園支援事業が令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から給付化されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行されることから、必要な文言整理など条例の一部を改正するものであります。

改正条例は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から施行するとしております。

以上、鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 11 号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 16、議案第 11 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 11 号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の要旨について御説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年（2025 年）12 月 17 日に公布され、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日に施行されることとなり、令和 7 年度（2025 年度）税制改正による給与所得控除の見直しにより、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられており、介護保険制度においては、令和 8 年度（2026 年度）分の保険料率の算定について、令和 7 年度（2025 年度）税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同じ結果となるよう調整がなされることが規定されていることから、所要の改正を行うものであります。

改正条例の施行期日は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日としております。

以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 12 号 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例
の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 17、議案第 12 号、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 12 号は、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

下水道法に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る国の技術的助言である標準下水道条例についての改正がなされ、災害、その他非常の場合にあって、被災地における排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、指定工事事業者等に関する特例措置が規定されたことにより、関係する四つの条例、鹿追町簡易水道事業給水条例、鹿追町農業集落排水処理施設管理条例、鹿追町公共下水道条例、鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 13 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 18、議案第 13 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 13 号は、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）一般会計補正予算（第 12 号）は次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 2,155 万 7,000 円追加しまして、総額を 88 億 3,833 万 1,000 円とするものであります。

第 2 条は継続費の補正変更、第 3 条は債務負担行為の補正変更について、第 4 条は地方債の追加及び補正変更についてであります。

補正の内容につきましては、歳出 46 ページより御説明いたします。

款項目、議会費は、報酬から負担金まで合計で 58 万 9,000 円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費は、報酬から役務費まで差引き合計で 2,030 万円の減額。

財産管理費は、工事請負費で 12 万 1,000 円の減額。

支所費の報酬で 315 万円、職員手当で 160 万円のそれぞれ減額。需用費、修繕料で 21 万 2,000 円、工事請負費で 89 万 7,000 円のそれぞれ追加です。

企画振興費及び交通安全推進費は、財源内訳の補正であります。

公害防災費は、工事請負費で 1,189 万 1,000 円の減額。

ライディングパーク費で職員手当から負担金まで合計 64 万 3,000 円の減額。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域の委託料で 227 万円の減額。

ゼロカーボン推進費で負担金 33 万 5,000 円の追加。

物価高騰対策費で報酬から負担金まで、合計 1,023 万 3,000 円の減額。

賦課徴収費及び戸籍住民登録費は、財源内訳の補正であります。

項目、監査委員費の旅費で 14 万 7,000 円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の国保会計の繰出金で 720 万 5,000 円の追加。

心身障がい者特別対策費の負担金から償還金まで差引き合計 996 万 6,000 円の減額。

北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正であります。

老人福祉費の委託料で 92 万 1,000 円の減額。

在宅福祉費の報償費で 1 万 3,000 円、負担金で 36 万円をそれぞれ追加。繰出金で 123 万 8,000 円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬で 100 万円の減額。

児童措置費の扶助費で 638 万 5,000 円の減額。

こども園費の報酬及び職員手当合計で400万円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で町立病院運営補助金など、差引き合計6,984万9,000円の追加。

予防費の委託料で400万円の減額。

保健指導費の報償費から償還金まで差引き合計で259万9,000円の減。

清掃費、清掃総務費の報酬及び委託料で合計152万円の減額。

農林費、農業費、農業委員会費の旅費で8万3,000円の減額。

農業振興費の報償費で3万2,000円の減額。負担金で、地域農業構造転換支援事業補助金の追加など、差引き3,161万5,000円の追加。

農業開発研究費の職員手当で10万5,000円の減額。需用費で27万8,000円の追加です。

畜産業費の備品購入費及び負担金で合計218万7,000円の減額。

環境保全センター費の委託料で、中鹿追バイオ委託料の追加など、差引き合計1,220万5,000円、負担金で80万5,000円のそれぞれ追加。

農業用水事業費の需用費、修繕料で46万2,000円、委託料で22万円のそれぞれ減額。備品購入費で61万7,000円、下水道事業会計への負担金1,000万円のそれぞれ追加であります。

土地改良事業費の使用料で2万2,000円の減額。負担金で、道営土地改良事業負担金789万4,000円の追加。

産業後継者対策費の報酬から旅費まで合計30万4,000円の減額。

林業費、林業振興費の報償費56万円、役務費で82万2,000円、委託料で119万8,000円のそれぞれ追加。旅費で3万4,000円、負担金で209万5,000円のそれぞれ減額であります。

款項、商工費、商工業振興費の旅費及び負担金で合計219万5,000円の減額。

観光費の負担金で10万円の減額。

魚族資源保護対策費の職員手当で7万5,000円の減額。

土木費、項目、河川費は、財源内訳の補正であります。

都市計画費、公園緑地費の報償費から備品購入費まで合計176万2,000円の減額。

住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で110万1,000円の減額。

住宅建設費の委託料及び工事請負費の合計で295万6,000円の減額です。

款項、消防費、常備消防費の負担金で220万円の追加。

非常備消防費で旅費から公課費まで、合計で24万8,000円の減額です。

教育費、教育総務費、教育振興費の給与から貸付金までの合計3,705万1,000円の減額。
財産管理費で需用費12万1,000円の追加。

共同調理場費、共同調理場費の需用費、修繕料で246万円、備品購入費で147万9,000円のそれぞれ追加です。

小学校費、学校管理費の職員手当から扶助費まで差引き合計で761万8,000円の減額。
中学校費、学校管理費の需用費で192万1,000円の追加。委託料で28万円、扶助費で124万9,000円のそれぞれ減額。

社会教育費、社会教育総務費の報酬から旅費まで、合計で22万2,000円の減額。

社会教育施設費の需用費で17万9,000円の追加。工事請負費で8万4,000円の減額。

図書館費の需用費及び役務費合計で13万円の追加。

神田日勝記念美術館費及び青少年活動推進費は、財源内訳の補正です。

保健体育費、体育振興費の備品購入費で1万8,000円の減。

款項、公債費、元金及び利子は、財源内訳の補正です。

諸支出金、項目、基金費の積立金で、差引き合計1,127万8,000円の追加であります。
次に歳入32ページから御説明をいたします。

町税、町民税、個人、現年課税分で3,000万円の追加。

項目、固定資産税、現年課税分で5,000万円の追加。

地方譲与税、項目、森林環境譲与税の森林環境譲与税で7万7,000円の追加。

款項目、地方交付税の地方交付税で1億2,480万8,000円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で473万6,000円の追加。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で7万1,000円の減額。

農林使用料の農業使用料で合計136万4,000円の減額。

教育使用料の教育総務使用料で933万8,000円の減額。社会教育使用料で29万9,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計2,559万4,000円、児童福祉費負担金で577万1,000円のそれぞれ減額です。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計435万8,000円の減額。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で515万円の減額。児童福祉費補助金で合計421万2,000円の追加です。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で59万2,000円の減額。

土木費国庫補助金の住宅費補助金で221万1,000円の減額。

教育費国庫補助金の教育総務費補助金で672万7,000円、小学校費補助金で425万円、中学校費補助金で5万8,000円のそれぞれ減額。

農林費国庫補助金の農業費補助金で142万円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計428万3,000円。児童福祉費負担金で30万7,000円のそれぞれ減額。

道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で合計242万5,000円の減額。

衛生費道補助金、保健衛生費補助金で29万6,000円の減額。

農林費道補助金、農業費補助金で合計3,988万9,000円の追加。林業費補助金で合計274万円の減額です。

教育費道補助金の小学校費補助金で2万4,000円、中学校費補助金で2万6,000円のそれぞれ減額。社会教育費補助金で380万円の追加です。

委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で23万円の追加。

農林費委託金の農業費委託金で40万1,000円の追加。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の合計で377万1,000円の追加。

財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で198万3,000円の減額。

物品売払収入の水産物売払収入で84万円の追加。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で、東京都の日本調理機株式会社様、大阪府の東和薬品株式会社様、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様、札幌市の株式会社セコマ様からそれぞれ金額非公表で企業版ふるさと納税をいただいております、さらに札幌市のホクレン農業協同組合連合会様から様から100万円の合計163万8,000円の追加であります。

繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金で8,000万円の減額。

減債基金繰入金で2億円の減額。

町づくり基金繰入金で510万円の減額。

交通安全推進基金繰入金で1万5,000円の追加。

環境保全センター基金繰入金で110万円の減額。

林業振興基金繰入金で20万7,000円の減額。

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金で63万9,000円の追加。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で1,440万円の減額。

修学基金繰入金で 907 万円の減額。

鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金で 200 万円の減額。

特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金で 6,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で、1 億 4,977 万 4,000 円の追加。

諸収入、項目節、貸付金元利収入で 564 万 3,000 円の追加。

受託事業収入、衛生費受託事業収入の保健衛生費受託事業収入で 85 万 5,000 円の追加。

農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で 22 万 9,000 円の追加。

項目、雑入の雑入で合計 856 万円の追加。

款項、町債、総務債の総務管理債で合計 490 万円の減額。

衛生債の保健衛生債で 100 万円、清掃債で 30 万円のそれぞれ追加。

農林債の農業債で 770 万円の減額。

土木債の河川債で 50 万円の減額。

教育債の教育総務債で 510 万円、小学校債で 70 万円、中学校債で 40 万円のそれぞれ減額です。

次に 27 ページ、第 2 条の継続費の補正変更について御説明いたします。

総務費、総務管理費で、事業名、役場周辺エリア Z E C 化改修等事業は、総額に変更はなく、年割額の令和 7 年度 (2025 年度) を 11 万円減額し 1 億 175 万円に、令和 8 年度 (2026 年度) は、2 億 93 万 2,000 円を追加をし 18 億 9,962 万 5,000 円に、令和 9 年度 (2027 年度) は 2 億 82 万 2,000 円を減額し 21 億 3,370 万 1,000 円にそれぞれ変更するものです。

土木費、河川費で、事業名、然別演習場障害防止対策事業は、総額を 213 万 4,000 円減額し 3,210 万 1,000 円とし、年割額の令和 8 年度 (2026 年度) に同額を減額し 2,587 万 7,000 円にそれぞれ変更するものであります。

次に 28 ページ、第 3 表の債務負担行為の補正変更についてであります。

事項は、令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金で、借入件数の増加により限度額 94 万 7,000 円以内に 24 万 8,000 円を追加をし、補正後の限度額を 119 万 5,000 円以内とするものであります。

期間についての変更はありません。

次に 29 ページ、第 4 表、地方債補正、追加、変更についてであります。

追加につきまして、起債の目的はデジタル活用推進事業で限度額を 1,550 万以内とし、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は 5.0%以内、償還の方法は政府資金、

地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができるとしております。

次に変更であります。

起債の目的は過疎対策事業で、限度額を 2,620 万円減額し補正後の限度額を 2 億 7,290 万円に変更し、利率について昨今の金利上昇に伴い 2.0%以内から 5.0%以内に変更するものです。

緊急防災・減災事業は限度額から 90 万円を減額し補正後の限度額を 8,810 万円に、緊急しゅんせつ推進事業は、限度額から 50 万円を減額し補正後の限度額を 950 万円、一般補助施設整備事業は限度額から 790 万円を減額し補正後の限度額を 5,280 万円にそれぞれ変更するものであります。

以上、一般会計補正予算（第 12 号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時からとします。

休憩 11 時 53 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

補正予算（第 12 号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。3 番、金子議員。

○3 番（金子孝伸）

一般会計補正予算の件で確認を求めます。

病院、51 ページです。

町立病院の運営費補助金 7,000 万円についてなのですけれども、全員協議会ではこの点の説明がなかったので、改めてこの点について御説明をしていただければと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。

巖岩病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（巖由美子）

保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の町立病院運営補助金補助金の7,000万円の補正予算について御説明させていただきます。

こちらは、収入の減少と支出の増加ということで、収入の減少として、四つ御説明させていただきます。

入院患者の施設入所者が増加しました。こちらは令和7年（2025年）2月末で、施設入所が46名で転院が8名となっております54名の方です。

あとは長期入院患者さんの減少としまして、お亡くなりになったということで入院患者さんが減少しております。

三つ目としまして、元院長でした林院長が令和7年（2025年）8月に退職となりましたが、実質6月末で診療を終了しております、そのあと外来の患者数の減少となっております。

四つ目としまして診療報酬の改定によりまして、生活習慣病の初回の加算ができなくなりました、特定疾病の加算も取れないという診療報酬の改定もありました。

支出の増加としまして五つありまして、一つ目に人事院勧告による人件費の増加。

あと、二つ目に物価高騰による食材や診療材料等の単価の上昇。三つ目に人件費、物価高騰による委託料の増加。4番目に酸素や布団、ベッドマット、病衣等の賃借料の増加。五つ目に、1月に空調の圧縮機が故障しまして修繕がかさみました。

一年を通しまして、暖房機や厨房、トイレの水回りの修繕費が加算したことが要因と考えております。

以上です。

○議長（上嶋和志）

再質問。3番、金子議員。

○3番（金子孝伸）

説明ありがとうございます。

もう1点追加で確認したいのですが、今の入院患者数、あと外来の数が減ったということなのですが、これ先ほど言った院長が昨年の6月からという話なのですが、今もう3月の年度末なので、ここまでになって補正になったというのはどういう理由からなのでしょう。

○議長（上嶋和志）

答弁。褒岩病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（褒岩由美子）

はい。これからの見込みというところで改善を病院内で体制を整えておきまして、その経営状況を見ながらと思っていたのですけれども、少しずつ2月のほうは回復傾向にあったりしてまして、その間での確認というところが、ちゃんとこちらのほうでもできていなかったというところがあると思います。

途中での確認というか、修繕が冬場にかさんだことも加速しまして、途中でちゃんと確認がとれていなかったというのが要因とっております。すみませんでした。

○議長（上嶋和志）

3番、金子議員。

○3番（金子孝伸）

今説明あったとおりでと思うのですが、今後、こういうことのないように緊張感を持って、お金の出し入れ等を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（上嶋和志）

ほかに。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

ちょっと補足をさせていただきます。

正直この3月の年度末に来て病院運営補助金の7,000万円というのは、確かに額もさることながらちょっと遅いです。

この入院外来患者の状況をきちんと押さえれば、容易に相当医業収益が減るということは計算しなくても多分分かることなので、私も正直補正予算が出てきたときにこの時期にこれは何だという話もさせていただきました。

いずれにしても、病院内部ではこういう状況も見ながら、今後持続的に当然運営していかなければなりませんので、新年度予算も実はどのような状況で、予算を査定する段階で出てきたとおりの予算は到底組めないという話をして、少し収益を多少見込むようにということで予算は提案をさせていただくわけですが、いずれにしても、これ新年度に入ってから、しっかりと少しお金をかけて経営分析をして改善をしていかないと、産業厚生常任委員会の資料にもお示しをしてありますけれども、不採算地区の病院ということで、交付税措置も相当額、1億8,800万円程度が交付税措置されてるわけですが、それにさらに同じぐらいのいわゆる真水というのですか、一般財源を投入してようやく収

支が合うというそういう状況になっておりますので、しっかりと経営分析等々を行って、収益改善に向けて令和8年度（2026年度）はしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立9名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第14号 令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上嶋和志）

日程19、議案第14号、令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第14号は、令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）となるものです。

令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,564万円を追加をいたしまして、総額を7億3,225万円とするものです。

補正予算の内容につきまして、71ページより御説明をいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で2万7,000円の減額。

連合会負担金の負担金で4,000円の追加。

徴収費、賦課徴収費の旅費で3,000円の減額。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で500万円の追加。

一般被保険者療養費の負担金で19万9,000円の追加。

高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で722万円の追加。

項目、傷病手当金の負担金で1,000円の減額。

国民健康保険事業費納付金の各項目については、財源内訳の補正であります。

保健事業費、項目、特定健康診査等事業費の旅費で6,000円の減額。委託料で67万4,000円の追加。

項目、保健事業費の役務費で4万8,000円、委託料で78万3,000円のそれぞれ追加。

款項、基金積立金、国民健康保険基金積立金の積立金で2,000円の追加。

諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で174万7,000円の追加。

次に、歳入69ページから御説明をいたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の各区分、差引き合計5万8,000円の追加であります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で1,241万9,000円の追加。特別交付金で404万3,000円の減額。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で1,000円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で各区分、差引き合計720万5,000円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 15 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 15 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 15 号は、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第
3 号）となるものです。

第 1 条、補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予
算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数、1、入院 1 万 1,680
人を 4,964 人減少させ、6,716 人、2、外来 1 万 8,634 人を 847 人減少させ、1 万 7,787
人とし、（4）1 日平均患者数、1、入院 32 人を 14 人減少させ 18 人に、2、外来 77 人を
3 人減少させ、74 人にそれぞれ改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益から8,305万6,000円を減額し、第2項、医業外収益に8,022万2,000円を追加をし、補正後の額の合計を6億6,192万2,000円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に1,063万3,000円を追加をし、第3項、特別損失から2万9,000円を減額し、補正後の額の合計を6億7,536万円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,639万5,000円を137万5,000円減額し、2,502万円に改め、収入の補正は、第1款、資本的収入、第1項、他会計補助金に137万5,000円を追加し、補正後の合計額を3,129万6,000円に改めるものです。

第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費、4億3,886万7,000円に、223万2,000円を追加をし、4億4,109万9,000円に、(2)交際費22万円から10万円を減額し、12万円にそれぞれ改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、3億1,050万7,000円に7,171万6,000円を追加をし、3億8,222万3,000円に改めるものです。

第7条は、予算第8条に定めます棚卸資産購入限度額の補正であり、3,941万7,000円から100万円を減額し、3,841万7,000円に改めるものであります。

次に、補正予算の内容につきまして、次ページ、補正予算説明書により御説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益の入院収益、外来収益、その他医業収益の合計で8,305万6,000円の減額。

医業外収益、他会計補助金、他会計補助金で、病院運営事業費補助金など7,034万1,000円の追加。

患者外給食収益で9万7,000円、その他医業外収益で131万7,000円のそれぞれ減額。補助金で1,129万5,000円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、医業費用、給与費で合計223万2,000円の追加。

材料費で合計350万円の減額。経費で合計399万2,000円、減価償却費で639万8,000

円、資産減耗費で合計 175 万 5,000 円のそれぞれ追加。研究研修費で 24 万 4,000 円の減額であります。

項目、特別損失で 2 万 9,000 円の減額です。

次に、資本的収入及び支出の収入につきまして、資本的収入、項目、他会計補助金で 137 万 5,000 円の追加であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 21 議案第 16 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 5 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 21、議案第 16 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第16号は、令和7年度簡易水道事業会計補正予算（第5号）となるものです。

第1条、補正予算（第5号）は次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（4）主要な建設改良事業の事業費9,000万円から174万4,000円を減額し、補正後の額を8,825万6,000円に改めるものです。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして、第1款、簡易水道事業収益、第1項、営業収益を214万9,000円減額し、補正後の合計額を2億5,147万8,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,850万円から356万3,000円減額し9,493万7,000円に、消費税及び地方消費税資本的支出調整額528万4,000円から220万円を減額し308万4,000円に、当年度未処分利益剰余金8,844万2,000円から136万3,000円を減額し8,707万9,000円にそれぞれ改めるものです。

収入につきましては、第1款、資本的収入、第1項、企業債に160万円を追加し、第2項、補助金を62万9,000円減額し、補正後の合計額を1億5,407万1,000円に改めるものです。

支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を197万円、第2項、固定資産購入費から62万2,000円をそれぞれ減額し、補正後の合計額を2億4,900万8,000円に改めるものです。

第5条は、予算第5条に定めます企業債の補正であり、起債の目的は簡易水道事業債で限度額250万円を追加し、補正後の限度額を5,050万円、過疎対策事業債は限度額から80万円を減額し、補正後の額を4,720万円、公営企業会計適用事業は、限度額から10万円を減額し、補正後の額を270万円とし、起債の利率を3.0%以内から5.0%以内に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきまして、次ページ、補正予算説明書より御説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入につきまして、簡易水道事業収益、営業収益、給水収益で214万9,000円の減額。

次に資本的支出及び支出の収入につきまして、資本的収入、企業債、建設改良事業債で

170万円の追加。その他企業債で10万円の減額。補助金の国庫補助金で62万9,000円の減額。

支出につきましては、資本的支出、項目、建設改良費で合計197万円の減額。固定資産購入費、有形固定資産購入費で62万2,000円の減額であります。

以上、簡易水道事業会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程22 議案第17号 令和7年度（2025年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（上嶋和志）

日程22、議案第17号、令和7年度（2025年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第17号は、令和7年度（2025年度）下水道事業会計補正予算（第3号）となるものです。

第1条、補正予算（第3号）は次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（4）主要な建設改良事業の事業費1億3,079万円から29万2,000円を減額し、補正後の額を1億3,049万8,000円に改めるものです。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、下水道事業収益、第1項、営業収益を143万3,000円減額し、第2項、営業外収益に1,165万円を追加し、補正後の合計額を3億1,705万円に改めるものです。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,092万1,000円に159万7,000円を追加し1億1,251万8,000円に、消費税及び地方消費税資本的支出調整額788万8,000円に165万円を追加し953万8,000円に、当年度未処分利益剰余金8,075万6,000円から5万3,000円を減額し8,070万3,000円にそれぞれ改めるものです。

収入につきましては、第1款、資本的収入、第1項、企業債に130万円を追加。第3項、補助金から7万3,000円を減額し、補正後の合計額を1億8,448万2,000円に改めるものです。

支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に282万4,000円を追加し、補正後の額を2億9,700万円に改めるものです。

第5条は、予算第6条に定めます企業債の補正であり、起債の目的が、公共下水道整備事業の限度額に1,060万円を追加し、補正後の額を6,430万円に、過疎対策事業債の限度額に920万円を減額し、補正後の額を4,280万円に、公営企業会計適用事業の限度額から10万円を減額し、補正後の額を270万円にそれぞれ改め、起債の利率を3.0%以内から5.0%以内に改めるものです。

第6条は、予算第10条に定めます他会計からの負担金及び補助金の補正であり、1億5,245万3,000円に1,000万円を追加し1億6,245万3,000円に改めるものであります。

内容につきまして、次ページ説明書より御説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、下水道事業収益、営業収益、下水道使用料

で143万3,000円の減額。

営業外収益、他会計補助金で1,000万円、消費税及び地方消費税還付金で165万円のそれぞれ追加。

次に資本的収入及び支出の収入につきまして、資本的収入、項目、企業債で合計140万円の追加。その他企業債で10万円の減額。

項目、道支出金で7万3,000円の減額です。

支出につきまして、資本的支出、項目、建設改良費で合計282万4,000円の追加であります。

以上、下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程23 議案第18号 令和7年度(2025年度)鹿追町介護保険特別会計補正
予算(第4号)について

○議長（上嶋和志）

日程 23、議案第 18 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 18 号は、令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 441 万 5,000 円を追加をいたしまして、総額を 6 億 646 万円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出 100 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当で 4 万 9,000 円、負担金で 46 万 8,000 円のそれぞれ追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で 700 万円の減額。

居宅介護サービス計画給付費の負担金で 64 万 3,000 円の追加。施設介護サービス給付費の負担金で 800 万円の減額。審査支払手数料の役務費で 5 万 1,000 円の追加。

項目、高額介護サービス等費の負担金で 118 万 3,000 円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で 54 万 7,000 円の追加。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で 40 万 6,000 円の追加。

款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で 1,606 万 2,000 円の追加。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金の繰出金で 6,000 円の追加であります。

次に歳入 97 ページから御説明をいたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 282 万 6,000 円の減額。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 208 万 9,000 円の減額。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で 62 万 8,000 円の減額。

地域支援事業交付金の現年度分で 10 万 4,000 円の追加。

介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で 23 万 3,000 円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で 199 万 7,000 円の減額。

道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で5万2,000円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で339万5,000円の減額。

地域支援事業交付金の現年度分で3,000円の追加。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で6万3,000円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で157万4,000円の減額。

地域支援事業繰入金の現年度分で5万2,000円の追加。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金及び事務費繰入金で合計28万4,000円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で1,599万9,000円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で13万4,000円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 19 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について

○議長 (上嶋和志)

日程 24、議案第 19 号、令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長 (渡辺雅人)

議案第 19 号は、令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) となるものです。

令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 640 万 4,000 円を追加をいたしまして、総額を 1 億 1,599 万 9,000 円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出 108 ページで御説明をいたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 640 万 4,000 円の追加であります。

次に、歳入前ページで御説明をいたします。

款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 310 万 9,000 円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 901 万 4,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 49 万 9,000 円の追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 (上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

| | | |
|-------|----------|---|
| 日程 25 | 議案第 20 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町一般会計予算について |
| 日程 26 | 議案第 21 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険特別会計 予算について |
| 日程 27 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計 予算について |
| 日程 28 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町簡易水道事業会計予 算について |
| 日程 29 | 議案第 24 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町下水道事業会計予算に ついて |
| 日程 30 | 議案第 25 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町介護保険特別会計予算 について |
| 日程 31 | 議案第 26 号 | 令和 8 年度（2026 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会 計予算について |

○議長（上嶋和志）

日程 25、議案第 20 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町一般会計予算について。

日程 26、議案第 21 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険特別会計予算につ
いて。

日程 27、議案第 22 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計予算
について。

日程 28、議案第 23 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町簡易水道事業会計予算について。

日程 29、議案第 24 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町下水道事業会計予算について。

日程 30、議案第 25 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 31、議案第 26 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 20 号、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町一般会計予算及び第 21 号、令和 8 年度（2026 年度）国民健康保険特別会計予算から第 26 号、令和 8 年度（2026 年度）後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計 7 件につきまして、一括で御説明を申し上げます。

予算書の表紙を開いていただきまして、令和 8 年度（2026 年度）鹿追町各会計予算書別集計表によりその規模等申し上げまして、御説明とさせていただきます。

当初予算額の比較であります。令和 8 年度（2026 年度）一般会計当初予算額は 105 億 8,700 万円であり、前年対比 26 億 3,700 万円、33.2%の増となり、過去最大規模の予算となっております。

その主な要因につきましては、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けた役場周辺公共施設等大規模改修事業 19 億 2,800 万円、瓜幕自然体験留学センター新設等事業 6 億 8,000 万円のほか、鹿追中学校バリアフリー化改修事業、新中間処理施設整備負担事業などによる大幅な増となっております。

以下、6 特別会計及び企業会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は 6 億 9,471 万 2,000 円であり、前年対比 698 万 6,000 円、1.0%の減であります。主な要因につきましては、国民健康保険事業費納付金が減となることによるものであります。

病院事業会計につきましては、収益的収入、資本的収支合わせて当初予算額は 7 億 3,133 万 2,000 円であり、前年対比 1,563 万 8,000 円、2.2%の増であります。主な要因につきましては、収益的収支で医業費用経費の増と、資本的収支で機械備品購入費の増などによるものであります。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせ、当初予算額は 4 億 2,256 万 4,000 円であり、前年対比 1,855 万 7,000 円、4.6%の増であります。主な要因につきましては、収益的収支で減価償却費の増、資本的収支で市街地区取水施設配水管路工

事の新設などによる増となっております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支資本的収支合わせ、当初予算額は6億3,897万3,000円であり、前年対比1億3,364万4,000円、26.4%の増であります。主な要因につきましては、収益的収支で減価償却費の増、資本的収支で農業集落排水事業鹿追地区処理施設機器更新工事及び鹿追・瓜幕地区管路市管理施設更新工事などによる増となっております。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額は5億7,209万円であり前年対比57万5,000円、0.1%の増であります。保険給付費が減少したものの、電算関係負担金及び介護保険計画策定委託などが増となり、全体で微増となるものです。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額は1億4,526万3,000円であり、前年対比3,542万2,000円、32.2%の増であります。主な要因につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増となることによるものであります。

全会計では、当初予算総額137億9,193万4,000円であり、前年対比28億3,385万円、25.9%の増となるものです。

以上、議案第20号から26号まで、一般会計及び6特別会計及び企業会計予算につきまして、一括で御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

本案については、議長を除く9人の委員で構成する令和8年度（2026年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案については、令和8年度（2026年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時5分とします。

休憩 13時50分

再開 14時05分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

令和8年度（2026年度）鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について、御報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に清水浩徳委員、副委員長に山口優子委員が互選されました。

審査日程は、3月18日、19日、23日に行われることに決定いたしましたので、併せて御報告いたします。

日程 32 議案第 27 号 鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（上嶋和志）

日程 32、議案第 27 号、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 27 号は、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。

提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定いたしました現行の鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画が、令和7年度（2025年度）をもって計画期間満了となることに伴いまして、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年間の新たな市町村計画を策定し、北海道と協議を行っておりましたが、協議が整いましたので御提案を申し上げます。

内容を御説明いたします。

鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、別冊計画書の目次を御覧いただきたいと思います。

1、基本的な事項では、市町村の概況のほか、全8項目について記載しており、以下、
2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで事項別に12区分で構成しており、その区分ごとに現況と問題点、対策事業

計画、公共施設等総合管理計画との整合を記載し、3の産業の振興におきましてはさらに産業振興促進事項を記載しております。

各区分項目につきましては、御目通しをいただきますようお願いを申し上げます、個別の説明は割愛をさせていただきますと思います。

以上、鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について内容を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時07分